

適正規模・適正配置の方策の検討に当たり考慮すべき事項について

適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、教育上の観点はもちろんのこと、公共施設の維持管理や適正配置、都市づくり、学校の地域コミュニティにおける役割や地域コミュニティとの関係性等を考慮する必要があることから、当該事項について整理を行うものとする。

1 公共施設の維持管理や適正配置について

(1) 学校施設の現状について

- ・市立小・中学校は、昭和 40 年代後半から児童・生徒数の増加と共に整備が進み、現在、小学校 23 校、中学校 13 校の合計 36 校（155 棟）が整備されている。
- ・学校施設は、本市が保有している公共建築物における床面積の約半分を占めており、令和 2 年度現在、42.6%の建物が築 40 年以上経過している。
- ・市では、「厚木市公共建築物の維持管理計画」に基づいた予防保全や設備改修等を実施し、施設の適切な維持管理及び長寿命化に努めているものの、全体として老朽化が進んでいることから、今後、再整備が必要となる施設が集中することが見込まれている。（市では、施設の目標耐用年数を原則として建設後 60 年としている。）

※「学校施設改修状況（直近 5 年）」は[参考資料 1](#) 参照

【10 年以内（令和 2 年度～11 年度）に目標耐用年数（60 年）を迎える学校施設一覧】

No	校種	学校名	建物名	更新時期
1	小学校	依知南小学校	中央棟	令和 6 年
2		緑ヶ丘小学校	東棟	7 年
3		北小学校	南棟	8 年
4		小鮎小学校	南棟	9 年
5		依知小学校	体育館	11 年
6		厚木小学校	北棟	11 年
7	中学校	南毛利中学校	体育館	9 年
8		睦合中学校	体育館	10 年
9		東名中学校	南棟	11 年

- ・「厚木市公共施設最適化基本計画」（以下、「基本計画」という。）で行った試算では、2015（平成 27）年度から 2054（令和 36）年度までの 40 年間における学校施設の建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円、合計で約 828 億円を見込んでいる。

（市公共施設全体では、更新費用は 40 年間で約 1,430 億円、維持管理費用で約 419 億円、全体で約 1,849 億円を見込んでいる。）

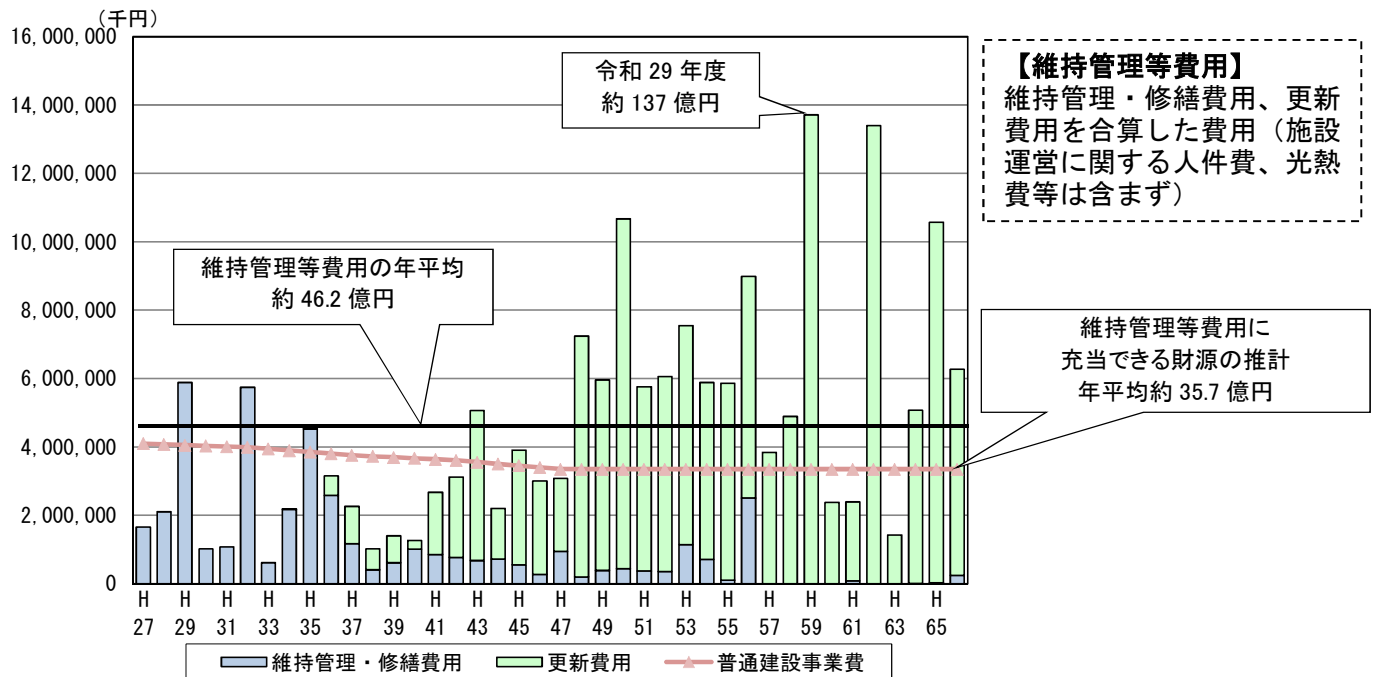
(2) 公共施設最適化の取組について

- ・基本計画の推計では、公共建築物の更新・保全のために充当できる予算は 40 年間で約 1,427 億円となっており、約 422 億円不足することが見込まれており、これらの財源不足を解消するため、次のとおり取組を進めている。

【基本計画で定める「財源不足を解消するための取組一覧」】

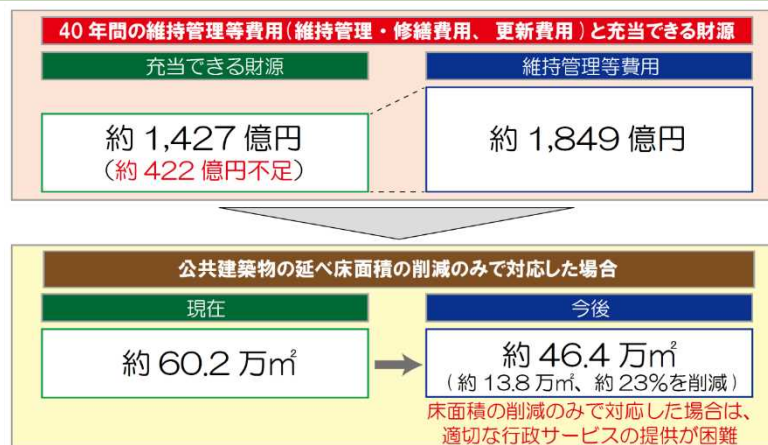
No	個別目標	具体的な取組	40年間の効果額
1	適正な規模での更新、複合化	小・中学校（現状の75～80%） その他公共建築物（現状の85～90%）	約262億円
2	特定財源の確保	更新時における特定財源の確保	約115億円
3	民間への移譲	保育所6か所ほか	約15億円
4	その他の手法の実施	統廃合、市有地の売却、施設の廃止、民間活力の導入、適正な受益者負担の導入、国・県等との連携等	約30億円

【参考】平成27～令和36年度の40年間の維持管理等費用に充当できる財源の状況(土木インフラ除く)



- 維持管理等費用（維持管理・修繕、更新の合算費用） ⇒ 約46.2億円/年
- 施設の維持管理等費用に充当できる財源 ⇒ 約35.7億円/年
（充当できる財源は、平成19～25年度の財政状況から推計）

予防保全型の維持管理による建築物の長寿命化を図ったとしても、
40年間で約422億円、年間約10.5億円の不足



持続可能な市民サービスの実現のために
公共建築物の最適化への取組が必要

- ・基本計画では「小・中学校については、将来的な児童・生徒数の減少を見据え、適正な教室数への更新や施設の複合化などにより、40年間で延床面積の総量を現在の75～80%まで抑制していく」方針が示されており、今後の学校施設の更新に合わせ、施設の適正規模での更新はもちろんのこと、施設の複合化などを実施する必要がある。
 - ・また、アンケート（アンケート調査報告書 P19 参照）設問「学校の建て替えの考え方」に対し、児童・生徒保護者、教職員、市民の全ての回答区分において「将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える」の選択割合が7割を超えていることを踏まえ、学校の統廃合等を含め、建て替える学校を選択し、延べ床面積を抑制することを検討する必要がある。
 - ・今後、建て替え等の経費を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる教育環境を整えていくため、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の規模や優先順位を精査し、計画的に実施していく必要がある。
- ※市では基本計画に基づき公共施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、改めて公共施設の現状を整理した上で、対策に係る優先順位の考え方、対策内容及び実施時期を定める「厚木市公共施設個別施設計画」の策定を進めており、本委員会の答申を踏まえて策定する「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針」との整合を図りながら、策定するものとしている。

【整理（案）】

- 学校の施設整備を含めた適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、児童・生徒にとってより良い教育環境を整備していくことはもちろんのこと、長期的な視点に立ち、児童・生徒数の将来的な減少、施設の整備や維持管理に係る経費等を見据え、「厚木市公共施設最適化基本計画」で定める適正規模での学校の建て替えや施設の複合化、延べ床面積の抑制に取り組む必要がある。

2 都市づくりについて

(1) 都市計画における学校の位置付け

- ・市の都市計画の基本的な方針を定めている「厚木市都市マスタープラン」は、本市の都市づくりの方向性を示すとともに、将来あるべき姿、道路、公園等の公共施設の計画、整備等の方針を定め、市域の都市的な土地利用の方針を示す計画となっている。
- ・都市マスタープランでは、学校は、「防災に関する方針」の中で「学校等の公共施設の耐震診断に基づく適正な補強や必要な防災機能の付加等を引き続き整備してまいります」としている。また、「公園・緑地の整備方針」では、地区公園や近隣公園について、「災害における地域の緊急活動拠点」や「避難空間としての機能を充足できる施設」として「小学校及び中学校に隣接若しくは近接する位置」で整備することとしている。
- ・また、現在、都市マスタープランの一部として、人口減少・少子高齢化に対応するまちづくりを進めるため、居住をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービスの距離を短縮することにより、市民の生活利便性高め、誰もが快適に移動し、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を目指す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造の形成に資する具体的な区域や施策を定める「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の策定を進めているところである。
- ・については、今後、適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、これらのまちづくりの方針を考慮に入れながら検討を進める必要がある。

【整理（案）】

- 学校の適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、市の「厚木市都市マスタープラン」等で掲げる市全体や各地域におけるまちづくりの方針を踏まえ、各地域の特性や今後の方向性を考慮する必要がある。

3 地域コミュニティとの関係について

(1) 学校と地域コミュニティとの関係性

- ・市立小・中学校は、学校関係者だけでなく、様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営を行っていることから、適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、地域コミュニティ団体等との関係性を考慮しながら検討を行う必要がある。
※学校に関係する主なコミュニティ団体等は参考資料2のとおり。
- ・また、学校と地域コミュニティの区域が一致していることは、学校と地域コミュニティが連携・協力して児童・生徒の見守り等を行っていくという観点から望ましいと考えられる。
- ・については、今後、適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、自治会を始めとする地域コミュニティ団体等が分断することができる限りないように各団体の設置単位等を考慮に入れながら検討を進める必要がある。

(2) 地域コミュニティにおける拠点施設としての学校の役割

- ・アンケートで市民を対象とした設問「学校がこれまで担ってきた役割で重要だと考えられる役割」及び「これからの地域における活動拠点として小・中学校に期待する役割」（アンケート調査報告書 P16、17 参照）に対し、共通で「地域防災の拠点」の選択割合が最も高く、次に「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」の選択割合が高くなった。
- ・また、アンケート設問「学校施設の老朽化によって発生する問題」（アンケート調査報告書 P18 参照）に対し、「災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある」を市民の 33.5%が選択しているほか、設問「学校の適正規模・適正配置の検討に当たり必要な配慮」（アンケート調査報告書 P20～35 参照）では保護者回答として「温暖化により災害が増えているため、避難所としての役割を重視した造り、場所にしていきたい」などの意見があった。
- ・ついで、適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、学校の地域における災害時の避難拠点、児童・生徒の放課後の居場所・活動場所の役割を考慮して検討していく必要がある。特に災害時の避難拠点としての役割については、市立小・中学校全 36 校が地震災害や風水害等の指定緊急避難場所、指定避難所に指定されており、また、地域住民の避難所としての役割に対する要望も高いことから、市の防災行政の指針となる「厚木市地域防災計画」との整合性を図りながら、検討を進める必要がある。

【整理（案）】

- 学校の適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、学校運営における地域コミュニティからの支援の実態や児童・生徒を地域全体で守り、育てるという観点を踏まえ、学校と地域コミュニティとの関係性を考慮し、「地域とともにある学校づくり」の視点をもって検討を進める必要がある。
- また、地域コミュニティにおける拠点施設としての学校の役割として、災害時における避難拠点、児童・生徒の放課後の居場所などを考慮し、検討する必要がある。特に災害時の避難拠点としての学校施設は、地域で重要な役割を担っていると考えられることから、検討に当たっては十分に考慮する必要がある。

【審議の論点（案）】

- 各項目の整理（案）の内容が妥当か。その他に考慮すべき事項等はないか。